平成２３年（フ）第５８９８号
大阪市此花区梅香１丁目15番20号　マンション旭町201号
債務者　大上　政光
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９００号
大阪府枚方市出口２―29―１　ディオフェルティ枚方407、住民票上の住所大阪府寝屋川市香里南之町９番24―402号
債務者　小川　勝久
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９０３号
大阪市港区南市岡１丁目６番１号　グローリー21―505号
債務者　大久保寅雄こと　田　　寅雄
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９３４号
大阪市東淀川区菅原１丁目６番２―603号
債務者　川島　昭代
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９３５号
大阪市西成区太子１丁目１番７号　マンション立花310、前住所松山市千舟町２丁目２番地７
債務者　丹羽サトミ
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９３８号
大阪府吹田市豊津町17番19―301号
債務者　泉　　弘美
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９４４号
大阪府寝屋川市緑町13番６号
債務者　平野　雅子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９５８号
大阪市鶴見区今津中３丁目３番２―103号
債務者　宮川　熊雄
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９６１号
大阪府高槻市氷室町２丁目２番15号
債務者　佐野　　尊
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９７４号
大阪府守口市大日東町30番29号、前住所大阪府守口市大日東町12番11―306号
債務者　森　　妙子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９７５号
大阪市住吉区我孫子２丁目２番２―806号
債務者　稲森　啓子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９７６号
大阪府交野市梅が枝31番410号
債務者　清水由美香（旧姓天羽）
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９７９号
大阪府東大阪市中新開２丁目２番１号　ロイヤルハイツ山本503号
債務者　菊谷　弘志
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３号
岩手県二戸郡一戸町姉帯字下村82番地
債務者　小野寺裕至
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第３５号
岩手県二戸市金田一字八ツ長201番地４
債務者　安田　　一
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第３７号
岩手県二戸市金田一字八ツ長201番地４
債務者　安田　千敬
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第３８号
岩手県二戸郡一戸町女鹿字女鹿舘89番地12
債務者　高山さつ子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部